

○国立研究開発法人水産研究・教育機構温室効果ガス排出
抑制実施計画

	平成20年	8月26日	付け20水研本第	671号
改正	平成21年	4月1日	付け20水研本第	1610号
改正	平成23年	4月1日	付け23水研本第	30401054号
改正	平成23年	9月1日	付け23水研本第	30829001号
改正	平成24年	4月1日	付け24水研本第	40402017号
改正	平成25年	8月5日	付け25水研本第	50718001号
改正	平成27年	4月1日	付け26水研本第	70325001号
改正	平成28年	4月1日	付け28水機本第	80401014号
改正	平成30年	4月1日	付け29水機本第	00328016号
改正	令和2年	7月20日	付け2水機本第	20071502号

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づく政府関係機関が進める温室効果ガスの排出抑制に係る取組みに鑑み、以下の取組みを行うこととする。

第1 実施計画の対象範囲

本実施計画の対象範囲は、機構が行う全ての事務及び事業とする。

第2 実施計画の期間等

本実施計画は、令和2年度までの期間を対象とする。

ただし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第3 温室効果ガス排出量の削減

平成16年度比で、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和2年度までの期間に21%以上削減することを目標とする。

第4 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検・公表

機構では、実施計画の期間中、毎年度、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の点検を行い、その結果を公表する。公表に当たっては、本部（開発調査センターを含む。）、各研究所及び水産大学校ごとの

排出量及び基準年との比較も併せて公表する。

また、組織の改編、研究開発施設の統廃合等要因分析も併せて公表する。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

財やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品の購入を積極的に進めるとともに、本計画に定める措置について、機構全職員へさらに徹底していく。

また、地球温暖化の水産業への影響評価、漁船から排出される環境汚染物質の削減等の研究開発を推進し、その成果を公表・普及することにより社会への貢献に努めていく。

第6 温室効果ガスの排出削減等のための具体的措置

1. 自動車の使用に関する措置

- (1) 一般事業用車の更新（リース車を含む。）に当たっては、低公害車比率100%を目標とする。
- (2) 車ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- (3) 待機中のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等環境に配慮した運転を行う。また、急発進、急加速を行わない。

2. 施設のエネルギー使用に関する措置

- (1) エネルギー消費効率の高い機器の導入や節電等に務める。
- (2) 現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択することとする。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- (3) 室内における冷房温度は28℃、暖房温度は20℃を目安とし、エアコンフィルターの清掃を月2回心がけ、空調設備の適正運転を行う。
- (4) 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- (5) 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。また、待機電力が最小になるような設定を行うとともに、昼休み、退所時は主電源を切る。
- (6) 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外の消灯を徹底する。
- (7) トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

- (8) 燃焼設備の改修に当たっては、温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料に変更する。
- (9) 職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日及び金曜日の定時退所の一層の徹底を図る。

3. 用紙類の使用に関する措置

- (1) コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- (2) 事務用封筒については、原則として間伐材を使用した製品とする。
- (3) 印刷物については、再生紙や間伐材を使用した紙製品を使用する。その際には、古紙パルプ配合率や間伐材配合率の明記に努める。
- (4) 両面印刷、両面コピーの徹底を図る。
- (5) 使用済み用紙の裏面使用や使用済み封筒の再使用を行う。
- (6) 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、所内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。また、印刷物についても最小限の印刷数とし、電子媒体による配布を進める。

4. 用水の使用に関する措置

- (1) 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- (2) 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。
- (3) 一定量の確保・利用が不可欠な飼育水（海水、上水）についても、飼育状況に配慮しつつ、その使用の効率化に努める。

5. 廃棄物に関する措置

- (1) 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- (2) 古紙、缶、瓶、ペットボトルの分別回収を徹底し、廃棄物の削減に努める。

6. その他温室効果ガスの排出の抑制に関する措置

(1) 建築物の建築、改修に関する措置

ア 実験施設等建築物の建築、改修に当たっては、屋根、外壁、窓等への断熱性能の高い建材の使用、温室効果ガス排出の少ない空調設備の導入や温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料が利用できる燃焼設備への変更等に努める。

イ 建築物の規模、構造等を踏まえつつ、太陽光等自然エネルギーを活用した設備の導入に努める。

ウ 実験施設等建築工事等において、支障のない限り、エネルギー消費量

の少ない建設機械の使用を発注者として促す。

エ 出入車両からの温室効果ガス排出の抑制や建設廃棄物の適正処理等について発注者として促す。

(2) 船舶の運用に関する措置

ア 調査日程及び調査内容を踏まえつつ、船舶ごとの燃費の把握等燃油使用量の調査をきめ細かく行う等経済的な船舶の運航に努める。

イ 用船についても、調査日程及び調査内容を踏まえつつ、経済的な運行に努めるよう用船主として促す。

7. 職員に対する啓発

地球温暖化対策に関する職員への更なる意識啓発のため、ポスター、電子媒体による啓発に努めるとともに、本実施計画に係る毎年度の結果の周知等を行う。

8. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

機構の実施計画の適正な推進のため、機構実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、理事（経営企画担当）をもって充てる。

イ 副本部長は、経営企画部長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げるものをもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

① 経営企画部経営企画課長

② 総務部長

③ 総務部庶務課長

④ 総務部施設整備課長

⑤ 研究推進部長

⑥ 研究推進部研究支援課長

⑦ 開発調査センター所長

⑧ 開発調査センター開発業務課長

⑨ 水産大学校校務部長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 実施計画の改定案の作成に関すること。

イ 実施計画の推進に関すること。

ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

(3) 実施計画の推進

以下の組織・施設について、燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起は以下の者が行う。

- ア 本部：総務部長
 - イ 水産資源研究所：管理部門長
 - ウ 水産技術研究所：管理部門長
 - エ 開発調査センター：所長
 - オ 水産大学校：校務部長
 - カ 船舶：水産資源研究所企画調整部門長・開発調査センター所長
- (4) 推進本部は実施計画の推進にあたり、必要なワーキングチームを設置することができる。
- (5) 推進本部の庶務
推進本部の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。